

# 会報

法人会

消費税期限内納付  
推進運動

(発行所) 一般社団法人 柏法人会  
〒277-0023 柏市中央1-1-1  
TEL 04-7163-3393  
FAX 04-7166-6629

(発行人) 会長 小田山 博 史  
(編集集) 広報 委員 会  
(編集責任者) 広報委員長 横尾 好 永  
(印刷所) 広報委員 (株)秋元印刷

■URL <http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail [kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp](mailto:kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp)

## 第36回通常総会開催

柏法人会

於 ザ・クレストホテル柏

## 柏税務署人事異動速報



将門神社



将門の井戸

会員数/千葉県36,738社

柏法人会4,158社 (平成30年6月末日)

### ■表紙解説

#### 将門神社 (我孫子市)

旧日秀(ひびり)村の村社  
将門神社は字上宮前、手賀沼  
を眼下に望む丘陵の南端に鎮  
座している。

祭神は平将門。明治41年1  
908に字堀込(ほつこめ)  
にあった無格社水神社(祭神  
は水波賣命)を合祀して将門  
社から将門神社となった。こ  
の日秀の地は平将門に関する  
伝承を今に伝える我孫子市内  
でも特記すべき所である。

神社の由来は、天慶3年(9  
40)将門が戦没するや、そ  
の霊は遣臣等と対岸手賀沼村  
明神下より手賀沼を騎馬にて  
乗り切り、湖畔の岡陵に登り  
朝日の昇天するを拝したとい  
うことから、村人がその地に  
一字を奉祀したのが将門神社  
の起りであるという。

祭礼は現在7月14日の例祭  
のみで、この日は「みやなぎ」  
と称し神社を清掃後、神主、  
氏子総代等の役員当番により  
神前にて玉串を上げ、当屋に  
おいて直会の宴がある。その  
時当番の家の門口へ「奉納将  
門大明神(天保6年正月奉納)  
の幟を立てるのでそれとわか  
る静かな祭りとなっている。  
(神社ホームページより抜粋)

所在地 我孫子市日秀13番

湖北駅 出口2から  
徒歩約18分

柏法人会会員

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社)柏法人会と入力して下さい。

# よつば総合法律事務所の 法律広場

**Q** ④さきほど当社に取引先の社長が来ました。取引先の社長からは、当社の営業担当と通常の取引と思って契約をして入金したのに、実際は商品を受け取っていなかったことがわかったと言われました。そして、その従業員から金銭をだまし取られたので賠償して欲しいと言われました。当社としてはどうすればよいのでしょうか？また、取引先の社長がおっしゃることが事実だった場合、当社は責任を負うのでしょうか？

**A** ④事実であれば、当該従業員が責任を負うことはもちろんですが、会社や取締役も民事上の損害賠償責任を負う可能性も出てきます。また、関与者は刑事上の責任も負う可能性があります。そのため、まずは事実かどうかの調査を慎重にすすめる必要があります。

## 1 調査方法

調査については無用な混乱を防止し、証拠隠滅をされないようにするため、調査担当者を限定するなど可能な限り秘密裏かつ迅速に行う必要があります。

そのため、まず当該従業員の業務内容や実際の行動を、具体的に把握し十分に理解することが重要です。

その上で、証拠の収集を開始しますが、まずは契約書等の関連資料やサーバー上の電子メールデータ等、当該従業員に認識されずに確保できる証拠から収集をすべきです。

その後、当該従業員が業務上使用しているパソコン、携帯電話、手帳、メモ等の調査を検討することになります。

また、タイミングをみて関係者のヒアリングも開始しますが、その際には、陳述書など書面の形で残しておくことが重要です。

そして、嫌疑が相当程度固まった段階で、当該従業員自身へのヒアリングを行うことになります。その際に陳述書を作成し、その場で署名を求めることが望ましいです。その場で署名を求めないと後で連絡がとれなくなったりする場合がありますので、注意が必要です。

なお、従業員のプライバシーの問題については、調査の必要性があり、最小限の範囲に調査をとどめるなど相応な態様でなされたものである場合は、企業に不法行為が成立しないとした裁判例もあります。また、あらかじめ、社内規定等で決めておくことも有用です。

## 2 会社・取締役の民事上の責任

まず、会社は民法715条1項の使用者責任に基づき損害賠償義務を負う可能性があります。使用者責任の趣

旨は、会社が従業員の事業活動によって利益をあげている以上、従業員が第三者へ損害を与えた場合も責任を負担すべきであるという点にあります。

そして、要件としては、従業員の不正行為が会社の事業の範囲内であり、かつ、当該従業員の職務の範囲内に含まれることとされています。この職務の範囲内かどうかは、その行為の外形からみてその範囲内にあたるような行為であれば、要件を満たす可能性が高いです。

また、取締役については、故意に計画・指示等をした場合は当然責任を負いますが、過失がある場合も、取締役は善管注意義務を負っていますので、個人で損害賠償責任を負う可能性もできます。

### 3 刑事上の責任

当該従業員は詐欺罪(刑法246条1項)で刑事責任を負う可能性があります。それを計画・指示等をした上司等も共謀共同正犯や教唆犯として刑事責任を負う可能性があります。さらに、パワハラ等により当該従業員を追いこみ、従業員に不法行為を事実上強要したといえる場合にも同様に刑事責任を負う可能性があります。



弁護士法人よつば総合法律事務所  
弁護士 小林義和

### 4 まとめ

従業員による不正・違法行為が疑われる場合は、事実関係を把握した上で、当該行為を辞めさせ、内部的・外部的に適切な対応をとることは、損害拡大を防ぐだけでなく、企業としての信用を維持する上でも極めて重要です。

最近ではアメリカンフットボールの事件が紙面を賑わしていますが、会社におきかえると、従業員が不法行為をした場合として、他人事には聞こえないかもしれません。

きちんとした初期対応をとるためにも、日頃から不正・違法行為がなされないように企業風土を含んだ対策をとるだけでなく、専門家と相談しながら実際に発覚したときの対応方法についても事前に決めておくことが有用です。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士11名,スタッフ9名)では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

## 弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋壺番館ビル4階

**TEL 04 - 7168 - 2300** (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎